

平成26年12月11日提出

町の名称の変更について

熊本市の町の名称について、平成27年3月23日から次のとおり変更する。

熊本市長 大 西 一 史

変更前の町	変更後の町
鑑田	植木町鑑田
有泉	植木町有泉
石川	植木町石川
伊知坊	植木町伊知坊
今藤	植木町今藤
岩野	植木町岩野
植木	植木町植木
上古閑	植木町上古閑
後古閑	植木町後古閑
内	植木町内
円台寺	植木町円台寺
大井	植木町大井
荻迫	植木町荻迫
小野	植木町小野
亀甲	植木町亀甲
木留	植木町木留
清水	植木町清水
鞍掛	植木町鞍掛
古閑	植木町古閑

変更前の町	変更後の町
色出	植木町色出
正清	植木町正清
鈴麦	植木町鈴麦
大和	植木町大和
田底	植木町田底
滴水	植木町滴水
轟	植木町轟
富応	植木町富応
豊岡	植木町豊岡
豊田	植木町豊田
投刀塚	植木町投刀塚
那知	植木町那知
一木	植木町一木
平井	植木町平井
平野	植木町平野
平原	植木町平原
広住	植木町広住
舟島	植木町舟島
辺田野	植木町辺田野
味取	植木町味取
宮原	植木町宮原
舞尾	植木町舞尾
山本	植木町山本
米塚	植木町米塚
赤見	城南町赤見
阿高	城南町阿高
碓	城南町碓
出水	城南町出水

変更前の町	変更後の町
今吉野	城南町今吉野
隈庄	城南町隈庄
坂野	城南町坂野
さんさん一丁目	城南町さんさん一丁目
さんさん二丁目	城南町さんさん二丁目
沈目	城南町沈目
島田	城南町島田
下宮地	城南町下宮地
陳内	城南町陳内
高	城南町高
千町	城南町千町
築地	城南町築地
塚原	城南町塚原
永	城南町永
丹生宮	城南町丹生宮
東阿高	城南町東阿高
藤山	城南町藤山
舞原	城南町舞原
宮地	城南町宮地
六田	城南町六田
鰐瀬	城南町鰐瀬

(提出理由)

城南町合併特例区及び植木町合併特例区の設置期間の満了による解散に伴い、これらの特例区の名称を町名に付するように変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。